

令和5年度

足立区子育て支援サービス
利用者負担適正化審議会 資料

令和5年7月20日

足立区教育委員会 子ども家庭部

1 認可保育施設等の保育料無償化

(1) 第2子の保育料無償化【都事業】

認可保育施設等の第2子(0～2歳児・課税世帯)保育料を令和5年10月から無償化する。

児童数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	課税	非課税	所得制限なし
第1子	区民税額等により算定 保育料:5,100円～75,500円 (約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)
第2子	「第1子保育料の半額」 から無償とする (約1,900人)		
第3子以降	無償 (約800人)		

※ 認可保育施設等とは・・・認可保育所、認定こども園(長時間利用)、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、区立認可外保育施設等

2 認証保育所利用者への補助の拡充

(1) 第2子に対する補助額の拡充【都事業】

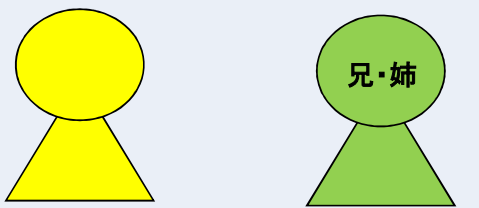
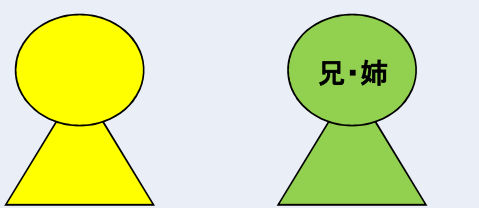
クラス年齢に関わらず第2子に対する補助額を、第3子と同額まで拡充する。

保育の 必要性	児童数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
		課税	非課税	所得制限なし
なし	第1子	月40,000円まで補助	月42,000円まで補助	月37,000円まで補助
	第2子	「月54,000円まで」から 「月67,000円まで」 補助 額の上限を拡充 (約270人)	「月55,000円まで」から 「月67,000円まで」 補助 額の上限を拡充 (約10人)	「月47,000円まで」から 「月57,000円まで」 補助 額の上限を拡充 (約20人)
	第3子以降	月67,000円まで補助	月67,000円まで補助	月57,000円まで補助
あり	第1子	上記第1子と同じ	月67,000円まで補助	月57,000円まで補助
	第2子	上記第2子と同じ		
	第3子以降	上記第3子以降と同じ		

3 私立幼稚園利用者への補助の拡充

(1) 多子計算に係る年齢制限の緩和【都事業】

対象園児が、その世帯で何番目の子であるかを計算する際に、現行では小学校3年生までという制限があるが、これを以下のとおり緩和する（保育園はすでに緩和済み）。

現行	改正後
小学校3年生までの兄・姉	年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉
 【対象園児】 第1子 【小学校4年生】 小学校3年生を超えているので、多子計算上では「<u>第1子</u>」となる。	 【対象園児】 第2子 【小学校4年生】 年齢制限が緩和されることで、多子計算上でも「<u>第2子</u>」となる。

3 私立幼稚園利用者への補助の拡充

(2) 預かり保育を利用する満3歳児【都事業+区独自】

満3歳クラス(保育園でいう2歳児クラス)で3歳になった園児が預かり保育を利用する場合、非課税世帯のみ月16,300円を上限に補助を行っていたが、これを課税世帯であっても第2子以降であれば、同様に月16,300円まで補助する。

	世帯状況	子ども数	満3歳クラス(約300名)	
			2歳	3歳
教育時間 9時～14時	問わず	問わず	拡充[R5～] 月33,000円まで補助 [拡充前:月3,500円]	月33,000円まで補助
預かり保育 (要保育の 必要性) 14時～	課税	第1子	補助なし	補助なし
		第2子	【区独自補助】 拡充 月16,300円まで補助 (約30人～50人)[拡充前: 補助なし]	【都事業】 拡充 月16,300円まで補助 (約30人～50人)[拡充前: 補助なし]
		第3子以降		
	非課税	問わず		月16,300円まで